

第3章 指 導 監 査

§ 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

指導監査では、社会福祉法人や社会福祉施設等が関係法令・通知等を遵守し適切に運営されているかについて確認を行う。指導監査の結果、最低基準等を満たしていないことが確認された時は、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や法の適正実施の確保を図っている。

表452 指導監査実施数の年度別推移

法人・法別施設	年度（平成）	21年度	22年度	23年度
社会福祉法人	対象数	50	54	42
	計画数	27	30	24
	実施数	27	30	24
老人福祉施設	対象数	35	36	39
	計画数	24	22	19
	実施数	24	22	19
介護老人保健施設	対象数	16	17	17
	計画数	10	12	8
	実施数	10	12	8
障害福祉施設	対象数	23	61	66
	計画数	23	61	66
	実施数	23	61	66
保護施設	対象数	1	1	1
	計画数	1	-	-
	実施数	1	-	-
計	対象数	125	169	165
	計画数	85	125	117
	実施数	85	125	117

資料：監査指導課